

特定非営利活動法人ライフエイド [L i f e A i d] 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ライフエイド [L i f e A i d] と称し登記上はこれを特定非営利活動法人ライフエイドと表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都練馬区に置く

(目的)

第 3 条 この法人は、障害者が地域で自立して生きていける社会の実現を図るため、障害者への自立支援および障害者が暮らしやすいまちづくりに関する政策提言活動などを行い、以て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護または平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う

- (1) 障害者等に対する介護サービス事業
- (2) 障害者等に対する移送サービス事業
- (3) 障害者等に対する自立支援相談事業
- (4) 地域住民に向けての啓蒙啓発事業
- (5) 障害者等に対する居宅介護支援事業
- (6) ホームヘルパー養成研修事業
- (7) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (8) 障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

2 この法人は次の収益事業を行う

- (1) 物品の販売
- (2) 飲食店の経営

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとしその益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする

第2章 会員

(種類)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする
- (1) 正会員 この法人の設立主旨、目的に賛同し事業に協力することに同意し入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の設立主旨、目的に賛同して入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の条件

正会員は次に掲げる条件を備えなければならない

- (1) 本会の設立主旨および目的に賛同し、事業に協力できるものであること
 - (2) 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする
 - (3) 理事長は、第2号の申し込みがあったとき、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
 - (4) 理事長は、第1項第2号のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付し書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 2 賛助会員は次に掲げる条件を備えなければならない
- (1) 本会の設立主旨および目的に賛同するものであること
 - (2) 第1項の(2)号(3)号(4)号に準ずる

第8条 入会金及び会費

正会員および賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

- 2 やむを得ない事情による入会金および会費の減免、猶予については理事長が別に定める

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、若くは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 第8条第2項の定めによることなく継続して1年以上会費を滞納したとき

(退会)

第 10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第 11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 12条 前条の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(搬出金品の不返還)

第 13条 既に納入した入会金、会費その他の搬出金品は、返還しない

第3章 役員

(種類及び定数)

第 14条 この法人に、次の役員を置く

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする

(選任等)

第 15条 理事は理事会に於いて選任し総会に報告する

2 監事は総会に於いて選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする

第 16条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない

第 17条 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない

第 18 条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない

(職務)

第 19 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産状況および収支決算を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 20 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする

(欠員補充)

第 21 条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

(解任)

第 22 条 役員の職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときこれを解任することができる

- (1) 理事は理事会の議決により解任することができる
- (2) 監事は総会の議決により解任することができる

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

- 第 23 条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第4章 会議

(種別)

- 第 24 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする

(総会の構成)

- 第 25 条 総会は、正会員をもって構成する

(総会の機能)

- 第 26 条 総会は以下の事項について議決する
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 27 条 通常総会は、毎年1回開催する
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第19条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

- 第 28 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

第 29 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する

(総会の定足数)

第 30 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない

(総会の議決)

第 31 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

- 2 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(総会の議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 審議事項
 - (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない

(理事会の構成)

第 34 条 理事会は、理事をもって構成する

(理事会の機能)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を表決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 監事を除く役員の選任または解任、職務および報酬
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 36 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 5 分の 2 以上からの招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない

(理事会の議決)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる

(理事会の議決)

第 39 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(理事会の表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない

(理事会の議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない

第5章 資産

(構成)

第 42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- (1) 設立当時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする

(管理)

第 44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

第6章 会計

(会計の原則)

第 45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない

(会計区分)

第 46条 この法人の会計は、次のとおり区分する

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第 47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事業計画及び予算)

第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経たなければならない

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

(予備費)

第 50 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経たなければならない

(予算の追加及び更正)

第 51 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることもできる

(事業報告及び決算)

第 52 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経たなければならない

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前号第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない

(清算人の選任)

第 56 条 この法人が解散したときは、理事長が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、この法人の機関紙への掲載および官報によって行う

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 59 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く

(職員の任免)

第 60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う

(組織及び運営)

第 61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第10章 雑則

(細則)

第 62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず設立総会にて選任した別表のとおりとする
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらずこの法人の設立の日から西暦2000年3月31日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から西暦2000年3月31日までとする
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 2000円

別表

役職名	氏名
理事長	横川恒夫
副理事長	米持康子
理事	加藤忠昭
理事	佐藤友信
理事	山足幸江
理事	佐々木俊朗

理事	熊谷 空
監事	池尻成二

〔則〕 附則

1. この定款は 1999 年 10 月 8 日より施行する。
2. この定款は 2000 年 3 月 22 日より施行する。
3. この定款は 2000 年 6 月 22 日より施行する。
4. この定款は 2004 年 2 月 27 日より施行する。
5. この定款は 2010 年 8 月 20 日より施行する。
6. この定款は 2014 年 5 月 7 日より施行する。
7. この定款は 2018 年 9 月 27 日より施行する。
8. この定款は 2019 年 2 月 / 日より施行する。

この定款は特定非営利活動法人ライフエイド{Life Aid}の定款の原本に相違ない。

特定非営利活動法人ライフエイド

理事 半田 みさお